3　法第七十六条の九の規定による保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　登録無形文化財の名称
二　登録年月日及び登録番号
三　認定年月日
四　保持団体の名称及び事務所の所在地
五　解散の年月日
六　解散の理由
七　その他参考となるべき事項

**附　則**

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十二号）附則第一項本文に掲げる規定の施行の日（令和三年六月十四日）から施行する。

## ○文部科学省令第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十二条の二第一項の規定に基づき、地方登録文化財に係る登録の提案に関する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日

文部科学大臣　萩生田光一

### 地方登録文化財に係る登録の提案に関する省令

1　地方登録文化財（文化財保護法（以下「法」という。）第百八十二条第三項に規定する条例の定めるところにより地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録された文化財をいう。）について法第百八十二条の二第一項の規定に基づく登録の提案を行おうとする都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、その長）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　提案に係る文化財の名称
二　提案に係る文化財が有形文化財又は有形の民俗文化財であるときは、その員数
三　提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときは、その所在の場所又は所在地
四　提案に係る文化財の所有者等（当該文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときはその所有者、無形文化財であるときは保持者又は保持団体となるべき者、無形の民俗文化財であるときは保存地方公共団体等となるべき者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
五　提案に係る文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代
六　提案に係る文化財が建造物以外の有形文化財であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
七　提案の理由
八　提案に係る文化財が該当すると思料する文部科学大臣が定める文化財登録原簿に文化財を登録する場合の基準及び当該基準に該当するものであることを示す当該文化財の特徴及び評価
九　その他参考となるべき事項

2　前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　提案に係る文化財が当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録されたものであることを証する書類
二　提案に係る文化財が有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物であるときは、その写真
三　提案に係る文化財が建造物であるときは、その敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（通常望見できる外観の範囲を表示したものに限る。）
四　提案に係る文化財が記念物であるときは、その土地の範囲を示す図面
五　提案者が所有者等以外の者であるときは、所有者等の意見書
六　提案に係る文化財に関して行った当該地方公共団体の区域における文化財を把握するための調査の結果の概要その他の当該地方公共団体の区域における文化財の特徴及び評価についての概説を記載した書類
七　その他参考となるべき書類、図面又は写真

**附　則**

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

## ○文部科学省令第三十二号

文化財保護法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日

文部科学大臣　萩生田光一

### 文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

**第一条**　重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則（昭和三十年文化財保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （重要無形文化財の保持者に関し届出を要する場合） | （重要無形文化財の保持者に関し届出を要する場合） |
| **第一条**　文化財保護法（以下「法」という。）第七十三条の規定により届け出なければならない場合は、次に掲げるとおりとする。 | **第一条**　文化財保護法（以下「法」という。）第七十三条に規定する文部科学省令の定める事由は、次に掲げるものとする。 |
| 一　保持者が氏名、芸名、雅号等（以下「氏名等」という。）を変更したとき。 | 一　保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。 |
| 二～四　［略］ | 二～四　［同上］ |